

香芝市告示第114号

滞納処分停止通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので地方税法第20条及び第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険料収納課で保管し、送達を受ける交付の申し出があればいつでも交付します。

令和6年9月24日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者

表略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。